

令和 7 年第 5 回 笠間市農業委員会総会会議録

令和 7 年 5 月 28 日 開会
令和 7 年 5 月 28 日 閉会

笠間市農業委員会

令和 7 年笠間市農業委員会第 5 回定例総会

[令和 7 年 5 月 2 8 日]

-
- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条許可不要特例の申し出について
日程第 5 議案第 3 号 非農地証明願について
日程第 6 議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第 7 議案第 5 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について
日程第 8 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法に基づく「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」の意見聴取について
日程第 9 報告第 1 号 農地法第 4 条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
日程第 10 報告第 2 号 農地法第 5 条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
日程第 11 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
日程第 12 報告第 4 号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条許可不要特例の申し出について
日程第 5 議案第 3 号 非農地証明願について
日程第 6 議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第 7 議案第 5 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について
日程第 8 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法に基づく「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」の意見聴取について

日程第9 報告第1号 農地法第4条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について

日程第10 報告第2号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について

日程第11 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第12 報告第4号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

出席委員

1番	深谷 聡 君	11番	青木 勝 照 君
2番	寺門 博 君	12番	小沼 祐 君
3番	込山 祐一 君	13番	荻津 修一郎 君
4番	三橋 美香 君	14番	入江 保夫 君
5番	高野 尚夫 君	15番	園部 孝男 君
6番	鶴田 英樹 君	16番	鈴木 明 君
7番	飛田 稔 君	17番	稲野 邊茂生 君
8番	大槁 正義 君	18番	國谷 博隆 君
9番	高安 行男 君	19番	永田 良夫 君
10番	菅谷 賢一 君		

欠席委員

なし

出席説明員

農業委員会事務局長	福島 猛 君
農業委員会事務局長補佐	島田 耕一 君
農業委員会事務局係長	松本 高彦 君
農業委員会事務局主任	磯野 浩宣 君
農政課係長	藤澤 美咲 君
農政課主事	根本 和稀 君

午後1時45分開会

開会の宣言

○議長（永田良夫君） ただいまから令和7年第5回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員19名、よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、5番高野尚夫委員並びに6番鶴田英樹委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案に入る前に、事務局から説明があります。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局からです。令和7年第5回笠間市農業委員会定例総会の招集及び日程について、令和7年5月20日に笠間市農業委員会告示第6号で告知しております。

その後、令和7年5月21日付、笠農政第153号の1により、笠間市長から農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の意見聴取について求めがありました。

内容につきましては、地域計画の変更について、農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づき意見を求められていることから、議案として追加し、審議をしてよろしいかお諮りいたします。

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

この総会において、議案として追加し、審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案として追加し、審議することに決定いたしました。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につ

いてを議題といたします。

番号の36について、議席番号7番、14番委員より調査報告を願います。

14番。

○14番（入江保夫君） 申請番号36につきまして、調査結果をご報告いたします。

5月23日、指名調査委員全員及び譲受人の立会いの下、現地を確認してまいりました。

なお、譲渡人については、体調不良により欠席をしております。

現地場所、譲渡人、譲受人の住所及び氏名は、議案書のとおりです。権利移転は、有償による所有権の移転となっております。

申請場所は、国道50号線を笠間から筑西方面に進行し、JA常陸笠間支店の300メートル手前を右折し、約100メートル進んだ左側です。

申請理由としましては、譲受人は新規就農で、農業に関わりたいとの思いがあり、今回、農地付住宅を購入し農業を始めるとのことです。譲渡人は、高齢で体調が悪く農業ができないため、譲受人の要望に応じるとのことです。作付作物は、ソバ、コウゾ、根菜、葉物を栽培する予定です。

栽培に関する知識等は、実家で農業を手伝いながらやっているという中で、今後、新規に農業を行うことに当たり、実父の助言で栽培するとのことでした。

農機具については、現時点では、そろえはなく、今後は耕運機をそろえることとし、実家が常陸大宮市なのですけれども、当面は常陸大宮市から借りてくるとのことです。

譲受人との会話を通じ、農業に対する意欲、情熱もあると感じられました。

申請に関する書類も完備され、許可相当と判断しましたので、ご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） ご苦労さまでした。

番号の37について、議席番号2番、16番委員より調査報告を願います。

2番。

○2番（寺門 博君） 番号37番につきまして、調査の結果を報告いたします。

5月23日、指名調査委員と双方の代理人立会いの上、現地を調査いたしました。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

譲受人の申請理由は、親族の所有地であり、20年以上管理、耕作してきた土地であり、譲り受けたいとのことでした。贈与による権利移転ということでした。譲渡人の理由として、遠方に居住のため、自分で耕作ができないので譲渡したいとのことでした。取得後の申請地の利用計画は、野菜栽培で、現在もジャガイモなど数種類の野菜が作付されて、自給農業のようでした。

この申請書については、耕作を目的とした所有権の移転であり、適正と認められます。

関係書類についても完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしくご審議の

ほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（永田良夫君） ご苦労さまでした。

番号の38、39について、議席番号1番、5番委員より調査報告をお願いします。

1番。

○1番（深谷 聡君） 番号38番について、調査の結果を報告いたします。

5月24日、指名調査委員2名、譲受人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりです。

申請場所は、県立中央病院を北に300メートルの場所でございます。

譲受人の申請理由は、農業経営を引き継ぐためとのことです。譲渡人の申請理由は、耕作が困難なため譲り渡すとのことです。取得後の申請地利用計画は、栗を栽培する計画です。

この申請については、耕作を目的とした所有権の移転であり、機械、労働力、技術等についても適正と認められます。利権関係は、贈与することに間違いありません。

関係書類についても完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

次に、番号39番につきまして、調査結果を報告いたします。

5月24日に指名調査委員2名と譲受人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、鴻巣集落センターから東へ200メートルほどのところ です。

譲受人の申請理由は、農業経営規模拡大のため申請地を取得したいとのことです。譲渡人の申請理由は、耕作が困難なため、相手の要望に応じ譲り渡すということです。取得後、申請地の利用計画は、麦を栽培する計画です。

この申請については、耕作を目的とした所有権の移転であり、機械、労働力、技術等にも適正と認められます。

関係書類も完備しており、許可相当と判断されますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） ご苦労さまでした。

番号の40について、議席番号9番、18番委員より調査報告をお願いします。

18番。

○18番（國谷博隆君） 番号40につきまして、調査の結果を報告します。

5月25日午前8時30分より、指名調査委員と推進委員、代理人立会いの下、現地調査を行いました。申請人、申請地、申請目的は、議案書のとおりです。

申請場所は、国道50号線上市原信号交差点から水戸内原方面に約300メートルぐらい行ったところを右側の農道に入りまして、約200メートルぐらい行った左側の畑でした。

譲渡人は、高齢で耕作が難しいため、譲受人の要望によって売り渡すということです。譲受人は、自宅の隣接地を購入し、この方は新規就農で、新規に耕作をやりたいということです。

2筆あります。一つは栗が植わっているので、引き続いて栗を栽培すると。それから畑地については、野菜の栽培をするというようなことでした。新規就農でありますけれども、妻の実家が近くにありますので、農機具等はそこから借りて栽培をするということ。それから栽培指導も、そこから受けるということでした。

書類も整っており、許可相当と判断されますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） ご苦労さまでした。

番号の41、42及び43について、議席番号4番、15番委員より調査報告を願います。
15番。

○15番（園部孝男君） 調査番号41番につきまして、調査結果を報告いたします。

5月の23日に指名調査委員2名、推進委員及び譲受人の立会いの下、調査に行っていました。申請人と申請地については、議案書のとおりになっております。

申請場所につきましては、JR常磐線の岩間駅から、羽鳥駅寄りのほうに500メートル行きますと、梨畑踏切というのがあるのですが、その梨畑踏切から東に100メートル行ったところで、都市計画の第一種中高層住宅専用区域内の農地、畑になります。

譲受人の申請事由ですけれども、農業経営規模拡大ということです。譲渡人の申請事由につきましては、現在、東京にお住まいでございまして、高齢でもあり、もう通作できないため譲り渡すということです。取得後は、栗を栽培する予定になってございます。

この申請は、耕作を目的とした売買による所有権移転でございまして、譲受人はこれまでも1町歩以上栽培をしておりますので、機械、労働力、技術等については適切と認められます。権利関係は、売買で間違いございません。

なお、当該畑の一番角に約3坪のプレハブ物置が建ってございます。農地法の制限除外未確認でございまして、書類の中に譲渡人の顛末書が添付されてございます。譲受人につきましても、引き続き農業用の倉庫で使いたいということでございましたので、制限除外の届出を出すように指導をしてまいりました。

関係書類、完備してございますので、許可相当と判断しますので、よろしくご審議をお願いいたします。

引き続き、調査番号42番でございまして、同じく5月23日に調査してまいりました。

先ほどの41番のすぐ隣でございまして、岩間にお住まいの方、それぞれ相続で土地を分けてもらった土地なので、親族同士ということでございます。

申請場所は、先ほどのとおりで、譲受人は、先ほどと同じ規模拡大、譲渡人が、この方は横浜に住んでございまして、管理が困難であるため売り渡したいということです。取得後につきましては、栗を栽培するということでございます。

先ほどと同様、譲受人の機械、労働力、技術等については問題ないと思います。権利関係は売買です。

関係書類、完備しておりますので、許可相当と判断いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会長、暫時休憩をお願いします。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩とします。

午後 2 時 0 0 分休憩

午後 2 時 0 3 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

4 番。

○4 番（三橋美香君） 番号43について、調査結果を報告いたします。

5 月 22 日 10 時より、指名調査委員 2 名、推進委員、代理人立会いの上、現地調査を行ってまいりました。申請人、申請地については、議案書のとおりです。

申請場所は、国道 355 号の岩間バイパス、ミニストップ笠間下郷店の交差点を西へ入り、岩間学校給食センター手前を北西に入ったところでございます。

譲受人の申請理由は、農業経営規模拡大を目的に取得をしたいということです。譲渡人の申請事由につきましては、譲受人の要望によるものです。

申請地の主たる作物は、飼料用の作物。こちらは、牛を飼っている方ということで、その飼料用の作物を作るということでありました。

この申請につきましては、耕作を目的とした売買であり、機械、労働力、技術等についても適正と認められます。権利関係につきましては、売買で間違いありません。

関係書類につきましても完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしくご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） ご苦労さまでした。

番号の 44 について、議席番号 3 番、12 番委員より調査報告を願います。

3 番。

○3 番（込山祐一君） 申請番号 44 につきまして、調査の結果を説明いたします。

5 月 24 日 午前 9 時より、指名調査委員 2 名と推進委員 2 名、譲受人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道 43 号線沿いにある土師丁字路を茨城町方面へ 250 メートルほど行った右

側に長谷川自動車があり、そこから南へ500メートルほど行った右側にありました。

譲渡人の申請事由は、昭和56年の6月に相続により譲り受けましたが、高齢により通作が困難になり、実の兄である譲受人に贈与をしたいとのことでした。譲受人の申請事由は、申請地の贈与の申し出があったので、受贈し農業経営の拡大を図ることです。取得後の申請地の利用計画は、現在と同じ栗畑として使用したいとのことでした。

この申請につきましては、耕作を目的とした所有権の移転であり、農業機械、労働力についても、適正と認められます。

関係書類につきましても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） ご苦労さまでした。

ここで事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明いたします。

番号の36から44につきましては、農地法第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何かご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条許可不要特例の申し出について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第5条許可不要特例の申し出についてを議題といたします。

番号の2について、議席番号14番、17番委員より調査報告を願います。

17番。

○17番（稲野邊茂生君） 申請番号2につきまして、調査の結果を説明いたします。

5月22日午前中に指名調査委員2名、申請者立会いで現地を調査、行ってまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、来栖から笠間西インターチェンジに向かう道路の脇で、フルーツラインから500メートルくらい西です。現在は、小麦等が植わっております。そこに農産物加工施設1棟を建設するというものでございます。

周りの状況についても、全く問題ない。雨水等については、敷地内浸透処理、汚水、雑排水には、合併処理槽で処理後、宅地内処理。周りには農業用排水施設等がなく、周辺の影響は問題ないと見てきましたので、報告いたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） ご苦労さまでした。

議案第2号 農地法第5条許可不要特例の申し出については、農業委員会等に関する法律第31第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件でありますので、審議が終了するまでの間、8番大橋 正義委員、退場を願います。
暫時休憩といたします。

午後2時13分休憩

午後2時13分再会

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何かご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第2号 農地法第5条許可不要特例の申し出について、農地法施行規則53条第4項の規定に該当し、農地転用許可を要しないこととしてよいか、賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第2号は農地転用許可を要しないことと決定いたしました。

それでは、8番大橋 正義委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時14分休憩

午後2時14分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第3号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 非農地証明願についてを議題といたします。

番号の6について、議席番号8番、17番委員より調査報告をお願いします。

17番。

○17番（稲野邊茂生君） これにつきまして、5月22日午前中に指名調査委員2名、申請者の代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

場所は、国道50号線の笠間市と桜川市の境。ちょうど岩倉緑化産業の道路を挟んで北側になります。

この場所につきましては、以前、私が農業委員をやっていたときに、農業委員会事務局と見てまいりまして、ここは農地でないと確認をされた場所でした。現在も変わっておりませんので、農地ではないということを見てまいりましたので、ご報告いたします。

○議長（永田良夫君） ご苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何かご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第3号 非農地証明願について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）の内容をご説明申し上げます。

議案書につきましては、6ページから7ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が6件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が2件、賃貸借権の設定が4

件となります。合計 9 筆、9,797 平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書 6 ページから 7 ページをご覧ください、ご審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第 4 号（機構・受け手間契約）については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限を受ける案件が 1 件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第 4 号（機構・受け手間契約）の番号 23 について審議いたします。

審議が終了するまでの間、12 番小沼 祐委員、退場を願います。

暫時休憩といたします。

午後 2 時 18 分休憩

午後 2 時 18 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何かご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第 4 号（機構・受け手間契約）の番号 23 について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第 4 号（機構・受け手間契約）の番号 23 については、原案どおり決定されました。

それでは、12 番小沼 祐委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後 2 時 19 分休憩

午後 2 時 19 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第 4 号（機構・受け手間契約）の 1 件を除く 5 件についてを審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何かご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第4号（機構・受け手間契約）の1件を除く5件について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第4号（機構・受け手間契約）の1件を除く5件について、原案どおり決定されました。

次に、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の内容をご説明申し上げます。

議案書につきましては、8ページから10ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が6件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が2件、賃貸借権の設定が4件となります。合計8筆、1万6,134平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書8ページから10ページをご覧ください、ご審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（一括契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号（一括契約）は原案のとおり決定されました。

次の日程第7、議案第5号は、農政課職員が説明のため入場しますので、暫時休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時24分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開します。

議案第5号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による
農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約についてを議題といたします。

番号の1について、農政課より説明願います。

○農政課係長（藤澤美咲君） 農政課農業振興グループの藤澤と申します。私から、農業振興地域整備計画の変更申請案件についてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

今回の案件は、除外2件となっております。よろしくお願いいたします。

それでは、案件1からご説明いたします。資料のほうをご覧ください。

案件1の変更申請書よりご説明いたします。

1ページが変更申請書となっております。事業計画者と土地の所有者情報になっております。こちらの申請は、農振農用地区域からの除外案件となります。事業計画者及び土地所有者は申請書に記載のとおりで、事業計画者と土地所有者の関係は親子となっております。

事業計画地について、記載のとおり、橋爪853-3の1筆で、登記地目が畑、面積は448平米となっております。

利用目的と土地の選定理由についてですが、利用目的は自己用住宅の建築です。事業計画者は、ひたちなか市にある賃貸物件に家族4人で現在住んでおりますが、住居としては手狭となってきたことから、事業計画者の父が所有する土地に、新たに住宅を建てることを計画しております。

土地の選定理由ですが、現在、計画者は、両親の通院や兄の仕事のサポートのために、現住居から市内の実家まで通っている状況でして、近くに住むことでこれらをサポートしやすくなること、自身の仕事や子育てとの両立を図ることを考え、本申請地を選定しております。

続きまして、事業内容に関しまして、関連資料を用いてご説明いたします。

2ページ、3ページが計画地の位置図及び付近の状況図となっております。計画地については、県道281号線の橋爪はなさか交差点から約100メートル直進しまして、左折した先に位置しております。

4ページについては、土地の利用計画図となっております。こちらの土地に木造2階の住宅を建てる計画となっております。

5ページ、6ページについては、申請地及び建設地の公図、隣接地の状況を記載した公図の写しとなっております。

7 ページ、8 ページが、計画している住宅の平面図及び立面図となっております。

続きまして、9 ページが計画地の登記簿となっております。

10ページが隣接地の所有者の同意書となっております。

11ページから17ページが代替地の検討確認書及び関連資料となっております。申請地以外において、事業計画者の父が所有する土地について、他の候補地がないか検討しましたが、耕作していることや既存建築物があることなどから本申請地を選定しております。

最後に、22ページから25ページ、農振農用地区区域図及び現地確認写真をご確認いただければと思います。

今回の事業計画地については、農振農用地区区域の縁辺部にあることを確認しております。

また、農振除外の6要件についてですが、申請地は、ほかに代替すべき土地がないこと、地域計画の達成に支障を及ぼさないこと、変更後の農用地区区域の連担性が保たれるものであること、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼさないこと、申請地は土地改良事業区域外であること、以上のことから、要件を全て満たしていることを確認しております。

案件1についての説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 続きまして、番号の1について、議席番号6番、13番委員より調査報告を願います。

13番。

○13番（萩津修一郎君） 番号1について、調査の結果を報告いたします。

5月23日午前中に指名調査委員2名と申請人立会いの下、現地調査を行いました。申請人、申請地、申請目的については、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は傾斜地にあり、近隣農地も耕作放棄地が多く、除外しても近隣農地に影響はないため、除外しても問題ないと思われます。

以上です。

○議長（永田良夫君） ご苦労さまでした。

番号の2について、農政課より説明願います。

○農政課係長（藤澤美咲君） 続いて、案件2についてご説明させていただきます。

案件2の1ページ、変更申請書から説明させていただきます。

事業計画者、土地所有者ですが、その情報になっております。こちらの申請は、農振農用地区区域からのこちらも除外案件となっております。事業計画者及び土地所有者は申請書に記載のとおりで、事業計画者と土地所有者の関係は親族外で売買関係となっております。

事業計画地についてですが、片庭1253の1筆で、地目は畑、面積は合計832平米となっております。

利用目的についてですが、利用目的は太陽光発電施設です。

計画地については、農業をする人員がおらず、長年放置されている状況であり、事業者としてもカーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーを普及させ、CO₂削

減と土地の有効活用を図ることを目的に事業実施を計画しております。

土地の選定理由についてですが、日影がなく、日照条件が良好であること。また、周囲にも太陽光発電設備があり、発電所の運用は適しているという判断から選定されております。

続いて、事業内容に関し、関連資料を用いてご説明いたします。

2 ページから 4 ページが計画地の位置図及び付近の状況図となっております。計画地は県道 1 号線を北上し、シルバーパークはこだという施設の北側に位置しております。

続きまして、5 ページが土地利用計画図となっております。計画図のとおり、横置き 3 段で太陽光発電施設の設置が計画されております。周囲にはフェンスを設置する予定となっております。

続きまして、6 ページ、7 ページが申請地及び隣接地の公図。隣接地の状況を記載した公図の写しとなっております。

8 ページが土地の登記簿となっております。

9 ページ、10 ページは、計画事業者の登記簿となっております。

続きまして、11 ページ、12 ページが隣接地の所有者の同意書となっております。

13 ページ、14 ページが代替地の検討確認書。

15 ページから 23 ページが、こちらの関連資料となっております。

申請地以外に検討した土地についてですが、地権者の合意が得られなかったことや建設の形状が合わないことなどから、本申請地を選定しております。

24 ページから 27 ページは、事業計画者についての参考資料となっております。

最後に、28 ページから 31 ページが、農振農用地区域及び現地確認写真となっております。

今回の事業計画地についても、農振農用地区域の縁辺部であることを確認しております。

農振除外の 6 要件について、申請地がほかに代替すべき土地がないこと、地域計画の達成に支障を及ぼさないこと、変更後の農用地区域の連担性が保たれるものであること、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼさないこと、申請地は土地改良事業区域外であること、以上のことを確認しております。

案件 2 について、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 続きまして、番号の 2 について、議席番号 2 番、16 番委員より調査報告をお願いします。

16 番。

○16 番（鈴木 明君） 番号 2 につきまして、調査の結果を報告いたします。

申請人とは電話連絡をいたしまして、5 月 23 日午前中、指名調査委員 2 名で現地の調査を行いました。申請人、申請地、申請目的については、議案書のとおりです。

申請場所は、県道 1 号線、笠間宇都宮線の笠間ゴルフ練習場の看板のあるところから右折し、笠間ゴルフ練習場南側 200 メートルの高台のところ です。

申請者の目的は、太陽光発電施設の建設のため。農業振興地域整備計画の変更の認可です。現在、土地所有者は、昨年11月に相続を受けたが、農地の管理ができないために、相続前より家族と相談していたそうです。近隣の状況は、申請書に記載のとおりです。

また、土地利用計画図を見ましたら、境界からフェンスまでの距離が500ミリメートルとあったので、再度、申請者に電話をしまして、セットバックができるかどうかの確認を取ったところ、5月26日午前中に回答があり、中心線より2メートルにフェンスを設置するという返事がありました。また、昨日、その変更届の書類が農政課と農業委員会に届いたということであります。

隣接農地の同意もあり、関係書類についても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので報告いたします。

特に、この書類に問題がありませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（永田良夫君） ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいまの説明及び報告について、何かご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第5号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について、番号の1及び2については農用地区域から除外することは、やむを得ないということでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、番号の1及び2は農用地区域から除外することについて、やむを得ないということで決定されました。

それでは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る当農業委員会の意見について、事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、回答のご説明をいたします。

令和7年5月8日付笠農政第116-1号で意見を求められた農業振興地域整備計画の変更について、当農業委員会の意見をご説明申し上げます。

番号1について読み上げます。

1、事業計画地の土地の表示等、大字橋爪字城ノ内853番3。地目、登記簿、畑、現況、畑、面積448平米。3、利用目的、自己住宅。

次に、農地区分、第1種農地。

当委員会の意見。申請地は第1種と判断され、転用は原則不可であるが、農地法施行規則第33条第4項の規定により、利用の目的、申請事由、位置等から判断し、本農地を選択

し申請することがやむを得ないとともに、農地法許可基準の許可見込みがあると判断した。

以上のような内容で、当委員会の意見として農政課へ回答したいと考えます。

次に、2番について読み上げます。

利用目的、太陽光発電施設。農地区分、第2種農地。

当委員会の意見。申請地は申請地以外の代替地について検討されているが、周辺地域を考慮すると、農業振興地域農用地以外の土地で代替することが困難であり、適地がないとは言えない状況である。しかし、当該申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、周辺の土地利用状況から見て、遊休農地化の進行具合や農業的土地利用への支障がないことなどから、除外がやむを得ないと認められ、農地法許可基準の許可見込みがあると判断いたしました。

以上のような内容で、当委員会の意見として農政課へ回答したいと考えますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの説明について、何かご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） それでは、事務局説明のとおり、農政課へ意見書を提出します。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」の意見聴取についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」の意見聴取についてご説明申し上げます。

議案書につきましては12ページになります。また、議案書の関係上、別添資料としております資料をご覧ください。

令和7年3月28日に地域計画が策定され、4月以降につきましては、地域計画の区域内の土地については、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるときに限り、農用地区域からの除外や農地転用の許可を行うことができます。このため、農地転用許可に際して、あらかじめ地域計画を変更しておく必要があります。

また、地域計画を変更するときは、農業経営基盤強化促進法第19条第6項により、あらかじめ農業委員会等から意見を聞くこととなっております。

今回の意見聴取内容は、29件、66筆、6万9,017.65平方メートルの地域計画の区域内の

農地の除外についてであります。

また、除外に伴い変更される笠間市地域計画（案）の地区は、8地区、旧笠間町、旧大池田村、旧北山内村、旧南山内村、旧穴戸町、旧北川根村、旧大原村、旧岩間町であります。

具体的内容としましては、1の（1）地域計画区域の状況の中で、区域内の農用地等面積で、括弧が入っているものが修正される部分ということで、それぞれ今申し上げました地域の中で除外の面積が減されて、地域計画が変更されるということになります。

除外に当たりまして、農業委員会事務局において、事前の農地の営農条件等から見た農地区分1種、2種、3種ごとに定められた許可の基準である立地基準に基づき、立地ができるかについて審査し、転用の見込みがあると判断しております。

ただし、今後、農地転用許可が申請された場合につきましては、申請目的が確実に実現されるか、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれがないかなどの一般基準に基づく審査、それから、農業委員会総会での審議もあることから、許可相当であるとの判断はしておりません。

詳細につきましては、先ほどの笠間市地域計画（案）をご覧ください、ご審議賜りますようお願いいたします。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」の意見聴取について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号は原案どおり決定されました。

ここで、農政課職員が退場しますので、暫時休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後2時52分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

報告第1号 農地法第4条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第9、報告第1号 農地法第4条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について、番号の1について、議席番号6番、13番委員より調査報告願います。

6番。

○6番（鶴田英樹君） 番号1番について、調査の結果を報告いたします。

5月23日、指名調査委員2名、代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、随分附集落センター西側30メートルほどの畑の中にありました。

申請人は、農業用倉庫を建築したいとのことです。倉庫の面積が133平方メートル、進入路として17.25平方メートル、合計150.25平方メートルとなります。

近隣の状況は、北側、畑と宅地、東側、西側、南側、畑。日照、通風に関しては問題ないと見てまいりました。倉庫のため、取水、雑排水はありません。

また、農地法施行規則29条1項の2アール未満であります。

そのほか関係書類も完備されており、問題ないと判断されますので、報告いたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） ご苦労さまでした。

以上で、報告第1号 農地法第4条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第2号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第10、報告第2号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について、番号の1について、議席番号7番、14番委員より調査報告をお願いします。

14番。

○14番（入江保夫君） 申請番号1につきまして、ご報告いたします。

5月23日、指名調査委員全員及び譲受人立会いの下、現地を確認してきました。申請場所、地目、面積、譲受人と譲渡人等は、議案書のとおりです。権利は賃貸借権です。目的は、送電線路の張り替え工事等に伴う一時転用です。

申請場所は、茨城県立笠間高等学校の西側のところで、1か所は水田、1か所は休耕田です。

賃貸期間は、令和7年6月1日から令和7年8月31日の92日間です。

工事等の情報は、周辺の住民にアナウンス済みで、特段問題がないことを確認しました。

報告を終わりにします。

○議長（永田良夫君） ご苦労さまでした。

番号の2について、議席番号2番、16番委員より調査報告をお願いします。

16番。

○16番（鈴木 明君） 申請番号2につきまして、調査結果を報告します。

5月23日、指名調査委員全員及び申請者立会いの下、現地を確認しました。申請場所、地目、面積、賃借人等は議案書のとおりです。権利は賃貸借です。

申請場所は、国道50号を笠間方面から筑西方面を進み、笠間市稲田の大郷戸入口信号を右折し、信号から1.5キロのところです。今、バイオマス発電所の建設現場にしているところのちょうど南側の農地です。バイオマスエネルギー発電所を連係するための接続工事を行うということです。

工事内容は、鉄塔を新設1基、除却1基です。

工事期間は、令和7年6月1日から令和8年2月28日の273日間です。

賃借権する箇所は8か所で、3か所が耕作地、残り5か所は休耕地です。

なお、笠間市長の意見書もあり、一時転用についても支障がないことも添付されており、現地確認を行った結果、特段問題ないと判断しました。

報告を終わりにします。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第11、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福島 猛君） 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。

議案書につきましては、16ページから18ページになります。

番号47は、耕作者が死亡したため、合意を解約するものです。

番号48は、自作するため、合意を解約するものです。

17ページになります。

番号49は、売買のため、合意を解約するものです。

番号50は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

18ページになります。

番号51は、農地転用するため、合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第4号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第12、報告第4号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第4号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、ご報告いたします。

議案書につきましては、19ページになります。

番号3は、水戸地方裁判所から、令和7年4月17日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和7年4月28日月曜日午後3時30分から、ご覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、笠間日動美術館入口の丁字路から北東へ約80メートル進んだ左側にありました。

現地の状況ですが、一部が宅地の進入路として利用されており、そのほかは庭木が植わっていたことから、水戸地方裁判所へは5月12日付で非農地と報告いたしました。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第4号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和7年第5回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時00分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

5 番 委 員

6 番 委 員